

令和4年度「湯川村地域おこし協力隊（文化振興）」募集

湯川村は、鶴ヶ城や白虎隊等で有名な会津若松市と喜多方ラーメンで有名な喜多方市の間に位置している人口約3,000人の小さな村です。会津盆地の中心に位置していることから“会津盆地のへそ”とも言われています。村の面積は16.37k㎡と福島県内で一番小さい自治体であり、山林が無く平坦な土地であることも特徴です。

そんな湯川村の基幹産業は農業で、特に水稻が盛んで村で採れたお米（コシヒカリ）の美味しさは、著名なお米マイスターからも大絶賛され、ふるさと納税でも毎年多額のご寄附への返礼品として全国各地に広く認知されています。

そうした「米」に引けを取らないのが「文化」です。1,200年の歴史と東北を代表する国宝及び国重要文化財12躯を有している**勝常寺**をはじめとした歴史的遺産が数多くあり、それらを含めて湯川村は「米と文化の里」と言われております。

この度、「文化（文化振興）」の分野でご活躍いただける地域おこし協力隊員を募集いたします。

会津盆地の真ん中にある湯川村で、私たちと一緒に活動してみませんか。

ご応募を心よりお待ちしております！

1 募集人員

湯川村地域おこし協力隊（文化振興） 1名

2 募集対象者

以下の要件をすべて満たす方とします。

- (1) 大学または大学院で考古学または歴史学や文化財に類する学科を履修し、卒業若しくは修了した者で文化財調査の経験を有する者（実習・調査のアルバイトも含む）
- (2) 令和4年4月1日現在で22歳以上の方（性別不問、家族での居住も可）
- (3) 申込時点で、3大都市圏内の都市地域（※1）又は地方都市（条件不利地域（※2）を除く）に在住し、採用決定後は湯川村に住民登録し、居住できる方
- (4) 心身共に健康で、誠実に職務ができる方
- (5) 協調性があり、居住先の住民や湯川村の風土になじみ積極的に地域活動ができる方
- (6) 普通自動車免許を有し、県内及び近隣県への運転業務に支障がない方
- (7) パソコン（ワード、エクセル等）やSNSの一般的な知識を有し、活用できる方
- (8) 地方公務員法第16条（※3）に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方

※1 3大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県内の区域の全部

※2 条件不利地域とは、次の①～⑦のいずれかに該当する地域とする。

①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、②山村振興法、③離島振興法、④半島振興法、⑤奄美群島振興開発特別措置法、⑥小笠原諸島振興開発特別措置法、⑦沖縄振興特別措置法

※3 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項は、以下のとおり。

（以下の項目に該当する方は応募することができません。）

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②湯川村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 主な活動内容

「文化振興」に関する業務ということで、主には下記の業務を実施していただきます。

- (1) 勝常寺並びに村内の寺院遺跡等の歴史・文化を調査し、村内外へわかりやすく伝える（案内等）。
【例】：周遊コース（4km 四方という県内で最も小さい村の特色を生かす）やマップづくり
- (2) 勝常寺に関する事務作業（各種照会や問い合わせが来た際の対応）や埋蔵文化財調査の補助等
- (3) 村関連事業（村イベント等）に対する補助業務
- (4) その他業務に関係する各種資格の取得活動（自己負担なし）
- (5) SNS等による情報発信活動
- (6) 委嘱期間終了後の就業等に必要となる活動

4 勤務地

湯川村内（研修・交流事業等に参加するため、村外で活動する場合があります）

5 勤務日

原則として、1週あたり5日の勤務とし、8:30～17:15までの勤務とします。ただし、必要に応じて勤務外・勤務日以外に勤務していただく場合もあり、その際は勤務時間に振り替えます。

6 雇用形態・任用期間

湯川村の会計年度任用職員（フルタイム）として、村長が任用します。

期間は、任用日から令和5年3月31日までとします。ただし、活動実績等により、公募によらない再度の任用を行う場合があります。（最長3年間）

7 給与等

月額 149,300円 ～ 166,700円

※ 給与については、学歴免許等の資格や職場における経験年数等を考慮します。

※ 社会保険料等の本人負担分が差引かれます。

※ 任用期間が6カ月以上に及ぶ場合は、期末手当（ボーナス）を支給します。

※ 条件によって通勤手当が支給されます。

8 待遇・福利厚生

雇用期間中の住居は、湯川村内にある民泊施設をご利用いただきます。（男女別棟で家賃及び水道光熱費やネット通信料は村が負担）

活動に係る車両及びパソコン等は無償で貸与します。私用のための車両等は各自でご準備してください。社会保険等は厚生年金、健康保険、雇用保険となります。

9 応募方法等

(1) 応募方法

村ホームページから応募用紙をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、履歴書（写真を添付したもの）及び住民票抄本を添付して、締切日までに湯川村産業建設課商工観光係へ郵送又はご持参下さい。

(2) 応募期間

令和4年3月7日（月）より随時募集 ※採用者が決定された場合は、募集を終了いたします。

10 選考の流れ

(1) 第1次選考

応募を確認したのち、随時書類審査の上、結果を志望者に通知します。

(2) 第2次選考

第1次選考の合格者について面接を行います。日時については、第1次選考結果の通知時にお知らせします。（コロナ感染の状況によりオンライン面接も検討いたします）

(3) 採用決定

可否については第2次選考受験者全員に通知します。

採用までの流れ



11 応募先・お問い合わせ

〒969-3593

福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18番地

湯川村産業建設課商工観光係（地域おこし協力隊採用担当）

電話番号：0241-27-8831 / FAX：0241-27-3761

E-mail：kanko@vill.yugawa.fukushima.jp



12 その他

(1) 応募に係る経費（書類申請費用および面接時の交通費など）はすべて応募者の負担となります。

(2) 選考の過程および結果についての問合せには応じられませんので、予めご了承ください。